

第8回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 防災・環境部会 議事録

●開催日時：令和7年9月4日（木） 18時00分～18時40分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	桜井勇氣
副部会長	二宮重樹
部会員	坂東百合子 上野 大
庁内検討委員	部会長：土門和宏 副部会長：薮中 順一
事務局	企画調整G：近間聰史 服部将大 市民協働G：大内拓海 坂上竜也 新関麻亞子

●欠席者

部会員	遠藤 潤 藤崎信雄 小和田奈々
-----	-----------------

◆議題：①総合計画第4期基本計画【第2章】（案）について

◆配布資料：（1）総合計画第4期基本計画【第2章】（案）

【防災・環境部会】

議題1 総合計画第4期基本計画【第2章】（案）について

（部会長）

それでは、議題（1）「総合計画第4期基本計画 第2章（案）」についてですが、令和6年度に、総合計画第4期基本計画「第2章」に係る体系図について、委員の皆様には複数回にわたり、各テーマ毎に協議していただき、令和7年2月に事務局で第4期基本計画の体系図をとりまとめています。

その後、市の庁内検討委員会において体系図をもとに、具体的な文案などの協議を進めていただいていました。

本日は、協議等を踏まえてとりまとめた第4期基本計画「第2章」（案）について、「節」ごとに事務局より情報提供がありますので、事務局より内容についてご説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

7月24日（木）の全体会議において、進捗状況について情報提供させていただきましたが、登別市市民自治推進委員会防災・環境部会の委員の皆様には、第2章に関する、10年間のまちづくりについて、市の担当職員も部会に出席しながら意見交換等させていただき、令和7年2月に第2章の体系図をとりまとめました。

本日は、とりまとめた体系図をもとに庁内検討委員会で協議を進め、作成しました具体的な文案等について、各政策（節）ごとにご説明させていただきます。

まず、基本計画のつくりを改めてご説明しますと、とりまとめた体系図は「節」「施策」「基本的な方向」「主要な施策」となっており、各々に考え方をお示し、その考え方の文案を庁内検討委員会でとりまとめたところです。

それでは、第2章－第1節「環境への負荷の少ないまちづくり」についてですが、温暖化対策、循環型社会の推進、水質環境の保全、環境教育などに関する施策が位置づいており、基本的な考え方には、世界的にも非常なほどに気候変動の影響を受けることが多く、地球温暖化対策はグローバルな課題であるとともに、一人ひとりに行動が求められ、自治体にもCO2の削減に戦略的に取り組むことが求められることから、本市が表明した「ゼロカーボンシティ」への挑戦を継続し、2050年度までにCO2の排出量を実質ゼロにすることを目指し、省資源・省エネ対策や再エネの利用促進等に戦略的に取り組むほか、

恵み豊かな環境を次代に継承するとともに、環境保全活動や資源循環型社会の実現、水質汚濁の防止等に総合的に取り組み、環境への負荷の少ないまちをつくることをお示ししています。

次に、施策の目標や目標への接近度を測る指標についてですが、各施策ごとに目標を掲げており、その目標の達成度を測るための指標を設定しています。また、指標については、取組の効果や成果を表す指標、所謂アウトカム指標の設定を基本とし、その設定が難しい場合には取組の活動量などを表す指標、所謂アウトプット指標を設定しています。

それでは、第1節－施策Ⅰ「地球環境にやさしいまちづくりの推進」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、CO₂排出量の削減のために、脱炭素に関する情報発信や電動車等の導入、各種支援制度の実施などによる温室効果ガスの排出抑制を図るほか、

公共施設のLED化や省エネ型設備・製品の導入支援などの省資源・省エネ対策、公共施設への太陽光発電設備等の導入や温泉熱などの再エネの利用促進を図ることなどをお示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、地球温暖化対策の取り組みを測る指標1「市全体における二酸化炭素排出量の削減割合」を新たに設定しています。

次に、第1節－施策Ⅱ「持続可能な循環型社会の推進」について、紙類ごみや生ごみの排出抑制、プラスチック類ごみの排出抑制の検討を進めるなどのごみの減量化を図るほか、

資源の有効活用による資源循環を図るための正しい分別及び資源回収の推進、クリンクルセンターや最終処分場の適正な維持管理、産業廃棄物の処理及び施設の適正管理に関する指導・監督に努めるなど、持続可能な循環型社会の推進を図ることをお示ししています。

次に、施策Ⅱの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して、ごみ減量化等を測る指標1「家庭系ごみの市民1人・1日当たりの排出量」、指標2「事業系ごみの年間排出量」、指標3「最終処分場の年間埋立量」を設定しています。

次に、第1節－施策Ⅲ「住み続けられる快適なまちづくりの推進」について、市民・事業者等と連携・協力したポイ捨て及び不法投棄の防止を図るほか、環境の悪化防止を図るための公害の監視、河川等の公共用水域の水質保全や下水道施設の計画的な更新など行う下水道事業の推進、し尿投入施設の維持管理など、住み続けられる快適なまちづくりの推進を図ることをお示ししています。

次に、施策Ⅲの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して、不法投棄対策を測る指標1「不法投棄件数」、生活環境保全を測る指標2「環境調査における環境基準を超えた項目」、水質環境の保全を測る指標3「し尿の年間くみ取り量」、指標4「汚水処理人工普及率」、指標5「水洗化率」を設定しています。

次に、第1節－施策Ⅳ「環境教育の推進」について、市民一人ひとりの環境保全に関する理解を深めるため、環境に関する講演会等の実施や学校等における環境教育の推進、環境に配慮した消費行動の普及啓発、環境保全活動に取り組む団体との継続した情報交換などを行い、環境教育の推進を図ることについてお示ししています。

次に、施策Ⅳの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して環境意識の醸成や環境教育の推進を測る指標1「環境保全活動に取り組む人数」、指標2「子ども環境家計簿に取り組む児童の割合」を設定しています。

第2章－第1節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第2章－第1節について、質問等ありますでしょうか。

(部会長)

令和17年度までの間に進捗状況などの中間報告等はあるのでしょうか。

(事務局_企画調整G)

毎年度、目標への接近度を図る指標で設定した目標値に対しての達成状況などを効果検証しています。また、その内容については、市民自治推進委員会の皆様にも情報提供しており、初回は令和8年度実績に基づいた効果検証となることから令和9年度に皆様にご報告することになります。

(部会員)

主要な施策「リサイクルの普及啓発とその実践」とありますが、考え方の文案を見

ると「啓発」に結びつく内容がないように思えるため、「リサイクルの普及とその実践」でもいいように思えるのですがどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

ごみの分別や再生品の有効利用については、個々の方々に意識持つてもらうことが必要であるため、文案の中にある「推進」や「図る」というのは意識持つてもらうための仕組みづくりをした上で、市民の皆様に意識を根づかせるという意味合いかと 思います。このことから「普及啓発」としているものと捉えています。

(部会長)

続いて、第2章－第2節について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

続きまして、第2章－第2節「自然を生かした潤いのあるまちづくり」についてですが、

自然の保全や生態系の保全、自然とのふれあいの推進などに関する施策が位置づいており、基本的な考え方には、豊かな自然を守り続け、将来世代へ継承していくことが重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら、森林や湿原、水資源等の適切な保全と復元に努めるほか、豊かな自然を再認識する機会の充実を図るなど、自然を生かした潤いのあるまちをつくることをお示ししています。

次に、第2節－施策Ⅰ「人と自然が共生するまちづくりの推進」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、自然環境の保護に指定された地域の保全や再エネ発電事業のルールに則った適正な実施の促進、森林、水質環境及び河川・海岸沿いの環境保全などの自然全般の保全を図るほか、

生態系の保全を図るためのペットの飼い主への啓発及び外来種の放出防止、キウシト湿原等の適正な保全・復元、自然を活用した学習機会の提供及び自然活動を行う指導者の育成、ネイチャーセンター等の自然とふれあうことのできる場の利用促進、水辺を活用した自然とのふれあい場づくりなどに努め、人と自然が共生するまちづくりの推進を図ることについてお示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して自然環境に関する理解促進を測る指標2「自然環境学習指導者の人数」、指標3「キウシト湿原における観察会等の参加者数」を設定しているほか、人と自然が共生する環境づくりに関する満足度を測る指標1「人と自然が共生する環境がつくられていると感じる人の割合」を新たに設定しています。

第2章－第2節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第2章－第2節について、質問等ありますでしょうか。

(部会員)

目標への接近度を測る指標で設定した「割合」や「人数」はどのように把握するのでしょうか。

(事務局_企画調整G)

指標1で設定した「人と自然が共生する環境がつくられていると感じる人の割合」については、市で実施するまちづくり意識調査を概ね3年毎に実施しており、この調査結果により割合を把握していきます。

指標2や指標3の人数や参加者数については、関係部署において実施する事業等を通じて把握することになります。

(部会員)

指標1の割合については、毎年把握できるものではないという理解でいいでしょうか。

(事務局_企画調整G)

まちづくり意識調査は500人を対象に調査を実施するため、毎年ではなく、3年毎で実施することとしているため、毎年把握できるものではありませんが、指標1は施策の満足度を示す指標であり、この満足度の向上を図るための活動量を示す指標

として、指標2と指標3を設定しており、こちらは毎年数値を把握するようにしています。

(部会員)

指標3「キウシト湿原における観察会等の参加者数」について、基準値814人から10年後の目標値900人となってますが、目標値の設定が低いようにも感じたのですがどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

指標3に限らずですが、指標の設定については、関係部署においてこれまでの実績や、人口減少の状況などを踏まえて算出しているものとなります。

目標値の設定が低すぎることは良くないとは思いますが、現実的ではない高い目標値を設定することも難しいことから、関係部署においてもこれまでの参加者数の推移や人口減少の状況などを踏まえて設定したものかと思います。

(部会長)

続いて、第2章－第3節について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

続きまして、第2章－第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」についてですが、

防災対策や消防、交通安全、消費者対策、防犯等対策、市民相談などの施策が位置づいており、基本的な考え方については、市民の命と暮らしを守ることは、市にとって最大の責務であることから、様々な施策を一層推進する必要があることから、

総合防災対策については、今後高い確率で発生が予想される「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」をはじめとした大規模地震等による甚大な被害が発生する可能性を踏まえ、過去に経験した災害における教訓を活かし、複合的な災害の発生も想定し、治山・治水・雨水対策や防災資器材の整備等を進めるほか、防災への意識を強くもつてもらうための取り組みを進めること、

消防・救急救助体制については、新たな消防庁舎や車両等の維持管理、救急救助体制の充実、近隣消防機関と連携した効果的・効率的な体制整備を進めること、

交通安全対策については、交通事故のないまちを目指すべく、交通安全意識の普及啓発や交通安全施設の整備及び維持管理に努めること、

消費者対策については、関係団体等と連携し、消費生活に関する情報提供及び消費者教育、啓発活動を推進するなど、消費者被害の防止に努めること、

防犯等対策については、市民の犯罪被害や空家等による生活環境被害を防ぐため、犯罪の誘発防止及び啓発活動、空家等の適切な管理指導等に取り組むこと、

市民相談については、生活上的心配ごとや困りごと等の解消に向け、専門家による無料法律相談等の相談体制の充実を図ること、

こういった様々な施策を講じ、安全に安心して暮らせるまちをつくることをお示ししています。

次に、第3節－施策Ⅰ「総合防災対策の推進」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、市民の生命・財産を守るため、過去の災害からの経験やJR北海道等との線路横断避難の協議状況等を踏まえた防災計画の見直しを行なうほか、

市民が主体的に参加する防災訓練の実施、ハザードマップ等を有効活用した防災意識の普及啓発、災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理、防災に関する制度や避難所、避難場所、避難路等の情報共有、食料・飲料水の備蓄や避難所等における資器材の適正配置、治山・治水・雨水対策の推進など、総合防災対策の推進を図ることをお示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して災害に備えた心構え等を測る指標1「非常持ち出し品を備えている人の割合」、指標2「災害時の避難場所や連絡方法等を学校と事前に決めている人の割合」を設定しているほか、地域の防災力を測る指標3「市の備蓄整備方針で定めた食料・飲料水の備蓄割合」を新たに設定しています。

次に第3節－施策Ⅱ「消防・救急救助体制の充実」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、講習会や広報活動による防火意識の啓発強化や住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進、一人暮らし等高齢者の防火査察の実施による防火安全対策の意識向上の促進、消防団の活動強化及び活性化などに取り組むほか、

消防施設の適正化や計画的な消防水利の整備、消防車両等の整備維持管理、近隣の

消防機関と連携した通信指令の共同運用など、消防・救急救助体制の充実を図ることをお示ししています。

次に、施策IIの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して火災予防を測る指標1「火災発生件数」、救急救命体制を測る指標3「救急救命士の人数」を設定したほか、防火の啓発の活動量を測る指標2「様々な機会・媒体を活用した防火啓発の実施回数」を新たに設定しています。

次に、第3節－施策III「交通安全の推進」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、子どもや高齢者に重点を置いた交通安全に関する意識啓発や信号機や横断歩道等の維持管理などに努め、交通安全の推進を図ることをお示ししています。

次に、施策IIIの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して交通事故の防止を測る指標1「交通事故件数」、指標2「交通事故死者数」を設定しています。

次に、第3節－施策IV「安全な消費生活の確保」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、消費者協会と連携した学校・町内会等における出前講座や生活展等の実施による消費生活の正しい知識の普及・啓発、消費生活相談の実施など、安全な消費生活の確保を図ることをお示ししています。

次に、施策IVの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続してトラブルの未然防止やその解決を測る指標1「消費生活相談件数」、指標2「消費生活相談の解決率」を設定しています。

次に、第3節－施策V「安全安心なまちづくり」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、関係機関・団体と連携し、地域安全活動や防犯対策などに取り組むほか、空家等の解消を促すとともに、適正に管理されていない空家等の所有者等に対する指導等の実施、戦争の悲惨な歴史を風化させることのないよう市民への平和意識の醸成を図ること、葬斎場の施設管理及び運営、墓地の維持管理など、安全安心なまちづくりを図ることをお示ししています。

次に、施策Vの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して安全安心なまちづくりを測る指標1「市内の犯罪発生件数（年間）」を設定しています。

次に、第3節－施策VI「心配ごと・困りごとの解消」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、関係機関や関係部等と連携し、市民相談に適切に対応とともに、専門家による無料法律相談等の周知に努めるなど、心配ごと・困りごとの解消を図ることをお示ししています。

次に、施策VIの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して市民の困りごとの解消を測る指標1「無料法律相談利用件数」を設定しています。

第2章－第3節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第2章－第3節について、質問等ありますでしょうか。

(部会員)

恒久平和の推進について、戦没者追悼式を実施しており私も参加させていただきましたが、一般の参列者がほとんどいない状況だったことから、こういう行事をもっとPRする必要があるかと思いますがどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

委員のご指摘のとおり必要なことではあるかと思いますが、戦没者追悼式だけが恒久平和の推進を図る取組ではないものと考えています。

ご意見があったことは関係部署にも共有したいとは思います。

(部会員)

施策「総合防災対策の推進」の指標3「市の備蓄整備方針で定めた食料・飲料水の

「備蓄割合」について、基準値が81.8%に対して目標値100%と設定していますが、現時点で100%にしておく必要はないのでしょうか。

(庁内委員)

本指標の設定についてですが、目標値である令和17年度までの10年をかけて100%にするという考え方ではなく、前段階で100%に到達するように備蓄していくことになります。

(部会員)

備蓄品の置き場所の問題などはあるかと思いますが、市民の命を守るという観点では真っ先に取り組んで100%の状態にした方がいいのではないかと思いました。

(庁内委員)

委員のご指摘のとおり、置き場所については1つの課題であると認識していますが、早い段階で備蓄品の確保は必要と考えているため、計画的に進めていきたいと考えています。

(部会員)

直近で災害が発生し、避難指示があった際、避難所によっては飲料水等の提供がある場所とない場所があったとお聞きしていますが、この対応は問題なかったでしょうか。

(庁内委員)

災害が発生した際には非常持ち出し品を持ってきてほしいというのが市としての考え方でした。本計画の指標1の基準値にあるとおり、非常持ち出し品を備えている人の割合が45%となっていましたが、実際の避難時にはなかなかお持ちいただく方が少ない状況でした。市ではすべての避難所で飲料水等を最初から配布する体制が整っていませんでした。

そのため、今後においても非常持ち出し品を持ってきてもらうための周知啓発を強化していかなければならないと考えております。また、ある程度の飲料水等を速やかに配布できる準備が必要であると考えており、こちらについては備蓄品をどこにどの

程度配架するかなど整理しているところです。

(部会員)

避難する際には歩いてくる方と車で来る方がいましたが、避難する際の方法が定まっていないように感じました。

(庁内委員)

今回の経験では想定以上に車での避難が多く、渋滞や駐車できないという事案がありましたので、今後は検証したうえで解決しなければならないものと認識しています。

(部会長)

本計画の成案については、市民の方に周知されるのでしょうか。

(部会長)

最後に、事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願ひします。

(事務局_企画調整G)

本計画案としてパブリックコメントを実施し、市公式ウェブサイトへの掲載のほか、市内の公共施設に計画案を配置するため、案の段階で一度、市民の皆様にもお示しする形となります。

また、本計画が成案となった際には、市公式ウェブサイトで公表するほか、先ほど申し上げた公共施設に設置することになります。

(事務局_企画調整G)

今後のスケジュールについてですが、

第4期基本計画の各章については、これに対応した市民自治推進委員会の各部会を開催し、本日と同様に情報提供させていただきます。

その後、9月中旬から10月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、最終調整を行ったうえで、12月の登別市議会に上程するスケジュールとなっています。

(部会長)

いまの連絡事項も含めて、最後に委員の皆さんから質問等ありますでしょうか。

【質問等なし】

これで市民自治推進委員会防災・環境部会を終了いたします。